

○白岡市個人番号の利用に関する条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(令 6 条例 5 ・ 一部改正)

(市の責務)

第 3 条 市は、法第 3 条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる執行

機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(令6条例5・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項(ただし書に係る部分に限る。)及び第3項(ただし書に係る部分に限る。)の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規

定の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 21 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日条例第 5 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行し、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

（令 2 条例 7・令 4 条例 32・令 6 条例 5・一部改正）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 50 年白岡町条例第 19 号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和 54 年白岡町条例第 13 号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年白岡町条例第 20 号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	白岡市こども医療費支給に関する条例（昭和 48 年白岡町条例第 18 号）によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

(令 6 条例 5 ・ 全改)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の実 施に関する事務であっ て規則で定めるもの	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

		による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報(以下「医療保険被保険者資格関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関

		係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で

	則で定めるもの	定めるもの
		医療保険被保険者資格関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	白岡市こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険被保険者資格関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの